

申請期間

2月28日(火)
まで延長

マイナポイントを 申し込むには 2月28日までに マイナンバーカードの 申請が必要です

申請期限の延長は今回が最後です

マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限が延長されました。2月は窓口の混雑が予想されますので、マイナンバーカードを受け取っていない人はお急ぎください。

なお、マイナンバーカードを受け取るには事前予約が必要です。通知が届いた人は、役場税務住民課住民係までご連絡ください。

- **マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限** 2月28日(火)
- **マイナポイントの申請期限** 1月23日時点で公表されていません。公表され次第、ホームページ等でお知らせします。
- **予約方法** 電話
- **問い合わせ** 役場税務住民課住民係 ☎ (42) 2111 まで

町内の郵便局で マイナンバーカードの 申請ができます



ぜひご利用ください

町内の郵便局でマイナンバーカードの申請ができるようになりました。マイナンバーカードの受け取りは役場でしか行うことができません。申請から約1か月後に、通知を送付しますので、受取りの予約を行ってください。

- **実施期間** 3月31日(金)まで
- **申請可能時間** 郵便局の営業時間と同じ
- **対象の郵便局** 鞍手郵便局、古月郵便局、新北郵便局、新延郵便局
- ※ 申請時、個人番号カード交付申請書をお持ちの場合
はご持参ください。
- **問い合わせ** 各郵便局まで

2月の行事カレンダー

日	曜日	行事内容
1	水	子どものお話の会事前申込受付開始(中央公民館、10ページ参照) 放課後児童クラブ入所受付:2月1日~3月10日(17ページ参照)
2	木	1歳半健診・3歳健診(総合福祉センター、13ページ参照) 補聴器相談(くらて病院:14時~16時30分、15ページ参照)
3	金	補聴器相談(役場:13時~14時、15ページ参照)
4	土	
5	日	
6	月	
7	火	
8	水	
9	木	4か月健診(総合福祉センター、13ページ参照) 補聴器相談(役場:11時~12時、15ページ参照)
10	金	子どものお話の会事前申込受付期限(中央公民館:10ページ参照) 無料法律相談(総合福祉センター:13時~16時、15ページ参照)
11	土	建国記念の日
12	日	
13	月	
14	火	
15	水	
16	木	確定申告:2月16日~3月15日(2ページ参照)
17	金	
18	土	
19	日	
20	月	
21	火	
22	水	補聴器相談(役場:13時~14時、15ページ参照)
23	木	天皇誕生日
24	金	
25	土	
26	日	
27	月	固定資産税(第4期分)、国民健康保険税(第9期分)、後期高齢者 医療保険料(第8期分)納期限(14ページ参照) 心配ごと相談(総合福祉センター:13時~15時、15ページ参照)
28	火	補聴器相談(くらて病院:14時~16時、15ページ参照) 鞍手町中小企業電気・ガス等価格高騰対策支援金、子育て世帯生活 支援特別給付金申請期限(16~17ページ参照)



広報くらて

令和5年2月号 No.758

編集●広報委員会
発行●鞍手町

印刷●社会福祉法人 福岡コロニー



●町の人口・12月の人の動き

・人口 15,171人	・出生 6人
・男性 7,221人	・死亡 25人
・女性 7,950人	・転入 45人
・世帯数 7,421世帯	・転出 59人

(令和4年12月31日現在)

■鞍手町役場

〒807-1392 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3705番地
電話 0949(42)2111 / ファックス 0949(42)5693

■鞍手町ホームページアドレス

パソコンから <https://www.town.kurate.lg.jp>
携帯電話から <https://www.town.kurate.lg.jp/mobile>

■鞍手町フェイスブックアドレス

パソコン・携帯電話から <https://ja-jp.facebook.com/town.kurate>

■鞍手町LINE @kurate